

議員提出議案第10号

刑事訴訟法における再審規定（再審法）の改正を求める意見書

上記の議案を提出します。

令和7年6月19日

中野区議会議長 森 たかゆき 殿

提出者	中野区議会議員	伊藤 正信
		日野 たかし
		市川 しんたろう
		ひやま 隆
		平山 英明
		浦野 さとみ
		中村 延子
		酒井 たくや

## 刑事訴訟法における再審規定（再審法）の改正を求める意見書

罪を犯していない人が、誤った捜査、裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われる。冤罪は、最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければならない。

再審とは、罪を犯していない冤罪被害者を救済するために、一定の要件の下で裁判のやり直しを認める制度である。その手続を定めた法律が刑事訴訟法中の「第4編 再審（第435条～第453条）」であり、再審法と呼ばれているが、僅か19条しかなく、冤罪被害者救済の最終手段であるにもかかわらず、1949年（昭和24年）に現行刑事訴訟法が施行されて75年以上経過するも一度も改正されず、様々な問題が生じている。

特に大きな問題となっているのが、再審における証拠開示である。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規、明白な無実の証拠を提出することが必要であるが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察、検察の手中にある上に、それら証拠を開示する義務はないとして、無実の証拠が隠されたまま有罪判決が確定する事例も多数存在する。

2024年9月、静岡地方裁判所で再審無罪判決が確定した袴田事件では、無罪の決め手となった証拠は再審を申し立ててから29年後となる2010年まで隠されていた。このようなことが許されるのは、再審における証拠開示について何一つルールがないからである。

さらに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより、冤罪被害者救済に遅滞が生ずる事態となっている。近年では、再審開始決定を認める裁判所の決定に対して、検察官が最高裁判所へ特別抗告を行い、その結果、長期間にわたって再審開始決定が確定しない状況になった事件が複数ある（松橋事件、大崎事件、湖東記念病院事件など）。再審事件の長期化は冤罪被害者本人や親族らの高齢化にも直結し、場合によっては再審公判の決定を待たずに死亡に至るケースもある。冤罪被害者の早期救済を実現するためにも、検察官の不服申立ての在り方を検討し、是正する必要がある。

「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」は5月28日、国会内で総会を開き、改正条文案について大筋で了承し、第217回国会中に議員立法による法案を提出し、成立させる方針を確認した。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を含んだ再審法の迅速な改正を求める。

### 記

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化を図ること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てについて見直しを図ること。
- 3 再審における手続の整備を図ること。
- 4 議員立法にて早急に成立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
法務大臣  
内閣官房長官

中野区議会議長名